

プロローグ いつ誰が私の預金通帳を……

レースのカーテンをわずかに揺らして、涼やかな風が音もなく居間に吹き込んでくる。庭に向かって大きく開いたガラス窓に、午後の日差しが柔らかくあたっている。遠くからはかすかに、サッカーに興じているらしい学生たちの歓声が聞こえてくる。杉山京子さんが家族と暮らす家は、横浜郊外の高台にある閑静な住宅街のなかに建っている。家のすぐ背後には緑の多い丘陵がせまり、若葉の香りを漂わせる。自然に包まれて落ち着いた雰囲気、街全体にかもし出している。

2002(平成14)年2月15日、横浜元町にアパレル関係の店をもっていた杉山さんはその日もいつもの朝と同じようにこの家を出て、自分の店で仕事をしていた。母親から電話がかかってきたのは、何組か来店していた客の対応が一段落した昼下がりのころだった。

「大変なことに……ひーっ。なっちゃったのよ、ひーっ……」

受話器に耳をあてるなり、杉山さんは母親の様子が見当がつかないことに気づいた。泣き声とも叫び声ともつかない悲鳴にかき消され、何をいっているのか言葉がよく聞き取れない。

「えっ、どうしたの？ 落ち着いてよ、ママ。落ち着いて」

杉山さんはなだめるように語りかけたが、母親は言葉を発することもできないかのように大声で泣き始めた。

「なくなっちゃったのよ、お金が。もう、銀行に預けていたお金がないのよ、全部」

母親が電話をしてきたのは、家からいちばん近い駅の前にある銀行からだ。絞り出すようにして受話器からもれてくる母親の言葉を聞いても、杉山さんにはまだ自分たちの身に何が起きているのか、正確に理解することはできなかった。

この日、早朝から駅前の病院で診察を受けていた母親は、その足で東京三菱銀行(当時)金沢文庫駅前支店に向かった。めったに使うことのない通帳だったが、確認のために毎月1回程度、記帳をするのが習慣になっていた。

銀行などの通帳は、何冊かまとめて巾着袋に入れてあった。銀行に着いた母親は、手提げから巾着袋を出して記帳すべき通帳を探した。杉山京子さんの父親名義でつくられたその通帳は、数カ月まえに杉山さんがマンションを売却した代金、1700万円が振り込まれ、預けてある通帳だった。

ところが、残高の少ない他の通帳はあったが、その通帳だけが巾着袋のなかに見当たらない。いぶかしく思いながら、母親は仕方なくハンドバッグに入れていたキャッシュカードで残高を調べてみようとした。

ATMから打ち出されてきた用紙を目にして、母親は呆然となった。1700万円の残高があるはずの口座に、残されている金額はわずか100万円だけだったのだ。

何かの間違いか、機械がおかしくなっているのではないか。とっさにそう思った母親は、銀行窓口の行員にカードを示して理由を話した。行員は手元の端末機ですぐに明細を確認すると、事務的な口調でこういっていた。

「いいえ、お客様。お客様のご口座は昨日お支払い済みです」

後にわかったことだが、杉山さんの通帳にあった1600万円は、母親が金沢文庫駅前支店を訪れた前日の2月14日に通帳から消えていた。何者かが横浜駅西口支店で杉山さんの通帳から、西日暮里に住むタクシー運転手の銀行口座に1600万円を振り込む手続きをとっていた。そのタクシー運転手はキャッシュカードを盗まれており、振り込まれた1600万円は14日の夜中のうちに、そのキャッシュカードを使ってコンビニのATMで何度かにわたって何者かに引き落とされていた。

杉山さんの通帳にあった残高のうち1600万円は、タクシー運転手の口座を経由して犯人の手に渡ってしまっていたのだ。

しかし、たとえ通帳が盗まれたとしても、印鑑は通帳とは別に銀行の貸金庫に預けてある。通帳と印鑑を別々に保管しておけば、預金は安全なはずだった。なぜ犯人は、一晩のうちにこれほどの大金を引き出すことができたのだろうか。

預金の大半が「消えてしまった」ことを理解できずにいた母親は、しばらくして銀行の応接室に通された。そこで対応したのは、銀行の「お客様係」行員だった。母親と向き合ったお客様係行員の口にした言葉は、窓口行員以上に信じられない冷淡なものだった。

「ご家族かご親戚に、困ってる方がいらっしゃるんじゃないですかあ。どなたかが、おろされたんじゃないんですかねえ。納得がいかないんですしたら、警察にいかれたらどうですかあ」

誠意のかけらもないというのは、こういう態度をいうのだろう。母親は心の底でそう思った。

親族を疑うような言葉までかけられ、なすすべもなく近くにある警察署に足を運んだ。しかし、ここで応対した警察官から聞かされた最初の一言も、母親にとっては予想もつかない意外なものだった。

「ええっ、また東京三菱銀行かあ」

母親の話聞いたとたんに、警察官はあきれたようにそう言い放った。

杉山さんも母親もこのときはまだまったく知らないことだったが、前々日、同じような東京三菱銀行の通帳盗難事件がこの警察署の管轄内で起きていた。そればかりかこの日も、杉山さんたちが住む地域で、3件続けて通帳盗難による預金引出しの事件があったのだ。

立て続けに事件が起きている最中だったにもかかわらず、銀行は杉山さんの父親名義の通帳からの1600万円の振り込みをすんなりと受け付けた。振り込み依頼者が本人であることを確認もせず、平時とかわらぬ安易さで犯人の犯行を成立させてしまっていた。

警察官のあきれたような表現は、銀行のあまりのずさんさ、セキュリティーの手ぬるさに批判をこめて向けられたものだったのだろう。

後に、警察が銀行から取り寄せた防犯ビデオを見ることになった杉山さんは、窓口で振り込みを依頼している犯人が、まだ30代ぐらいの若い男であることを知って驚いた。通帳名義人の父親は65歳。もし銀行に少しでも危機管理意識があったなら、すぐにおかしいと気がつくケースだったはずなのだ。

電話を受けて駆け付けた杉山さんと母親は、地元の金沢警察と、預金が振り込まれた横浜駅近辺を管轄している戸部警察を何度もいったりきたりした。最後によく、戸部警察で被害届が受理された。

翌日、何人かの警官が杉山さんの家を訪れ、指紋採取など「捜査」らしき動きをみせていた。しかし、その後は警察からはまったく連絡がなくなり、犯人を捜しているような様子はいっこうにみられなかった。

いてもたってもいられない気持ちになった杉山さんは、1週間おきぐらいに戸部警察に電話をかけ、係官に捜査の進行状況をたずねた。けれども、何回電話をしても、かんばしい答えは返ってこない。それどころか、誰が電話に出ても、まるで他人事のような気のない返事しかしないのだった。

そんな状況のまま、1か月がたち、2か月が過ぎた。

「警察はきっと、本気で捜査をしていないのではないか」

そう感じた杉山さんは何回か、警察に直接出向いて捜査状況の説明を求めた。

ところが、対応した警察官は説明をするどころか、不機嫌そうな顔をしてつぶやくようにこういだけだった。

「お気の毒ですがねえ。何かあったらこっちからお知らせしますから、もうこないでください」

最初に銀行で預金が消えたと知らされたとき、母親はその場ですぐ知り合いの弁護士に連絡をしていた。法的な手続きをとれば、絶対に預金は返ってくると考えたのだった。

母親の話を聞くと、弁護士はあっさりとうい言った。

「それはお母さんねえ。だめなんですよ。もどってこないんですよ」

現在のような超低金利の時代に、自分たちが銀行に金を預けるのは「安全性」だけが目的だといっても過言ではない。そのいちばん安全だと思っていた銀行預金が、なぜ一晩でなくなってしまうのか。し

かも、印鑑は銀行の貸金庫に預けてあって、犯人は手も触れていないというのに。

「こんなバカなことが、いまの世の中にあつていいのだろうか……」

どうしても納得できなかった杉山さんは、経営している店の運営のほとんどすべてを次の日から従業員にまかせて、図書館に通い始めた。同じような被害にあった人がこれまで裁判を起こしたなかに、被害者が救済された例が必ずあるはずだと思ったからだった。

杉山さんの図書館通いは、何日間も続いた。同種の裁判の判例も、たばになるほどコピーをした。しかし、過去の判例を調べれば調べるほど、杉山さんの気持ちは暗く沈んでいった。提訴されたケースのことごとくにおいて、被害者が敗訴しているのだ。

厳然として被害者の救済を拒んでいるのは、民法478条の存在だった。その条文には、簡単に次のように記されている。

「民法第478条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する」

簡略に言えば、銀行が無権利者であることに気づかず、かつ、そのことに落ち度がなければ責任は問われないということを意味する条文だ。

これに加えて、1971(昭和46)年の最高裁で出された、次の判例の言葉が銀行の責任追及をきわめてむずかしいものにしていった。

「届出印鑑の印影と当該手形上の印影とを照合するにあたっては、特段の事情のないかぎり、折り重ねによる照合や拡大鏡等による照合をするまでの必要はなく、前記のような肉眼によるいわゆる平面照合の方法をもってすれば足りる」

結局、通帳があつて印鑑が正しいと銀行側が判断した場合は、「特段の事情がないかぎり」どのような相手に払い戻したとしても銀行の責任は問われない、というのが法曹界では「常識」とされてきたのだった。

「こんな道理のないことが、いまの時代に本当に通ってしまうのだろうか……」

どうしても信じられなかった杉山さんは、その後も、考えられる限りのつてを頼って何人もの弁護士を訪ねた。わずか数カ月間に、相談した弁護士の数は何十人にもものぼった。その誰もが同じように、「むずかしい」「お金はあきらめるしかない」としか口にしないのだった。

自分たちには関わりはないとでもいうような、銀行の冷淡な態度。真剣に捜査をしようしない警察のいいかげんさ。最後の手段と思つて訪ね歩いた弁護士たちの、「あきらめるしかない」という言葉。

1600万円という大金を失ったことに加えて、被害者である自分が被害者として正當に扱われない理

不逞さに、杉山京子さんはしだいに憔悴していった。店の経営にも身がはいらなくなり、開店以来の初めての赤字を出すまでになってしまった。

杉山さんには、他にも理解できないことがいくつもあった。犯人は、いつ家から通帳を盗んだのか。なぜ多額の残高がある通帳を見極めて、その通帳だけ盗っていったのか。ふだんは大金などない自分の家なのに、なぜたまたまマンション売却代金が振り込まれたときに狙われたのか。

「犯人は、私も家族もまったく知らない間に家に忍び込んできた。そして、居間にあった巾着袋から、いちばん多額の預金残高がある通帳だけを盗み、何の痕跡も残さずに去っていった。犯人が入ったのは、家族が留守にしていた間なのだろうか、それとも、私たちがいるときだったのか……」

もしかしたら犯人は、いまでも家の近くにいるのかもしれない。この居間の窓をこじ開けて、また忍び込もうとしているのかもしれない。あれこれと考えるたびに杉山さんは得体のしれない恐怖に襲われ、背筋が寒くなる思いに身震いした。

事件の真相も解決の道も、まったく見えないまま数カ月が過ぎていった。杉山さんは、何もかもが信じられなくなり始めていた。すべてを投げ出してしまいたい気持ちに沈んでいたある朝、ひとりの友人が電話をかけてきてくれた。

「いまインターネットで調べてたんだけど、今年の2月に通帳盗難で預金をおろされた弁護士さんたちが、裁判で勝ったって書いてあるわよ。京子さんと同じようなケースなんじゃない？」

教えられた新聞記事を、杉山さんは急いで図書館で探してみた。2002(平成14)年2月20日付のその朝刊の文字が、杉山さんの記憶に後々まで残った。2段を囲っただけの小さな記事ではあったが、そこにははっきりとこう書かれていた。

「盗難通帳の被害で預金者側が勝訴……」

杉山さんは心のなかに、一筋の明るい光が差し込む気がした。

「もしかしたら、この弁護士さんたちならば、私の事件にも相談にのってくれるかもしれない」

即座に連絡を取りたかったが、新聞社に電話をかけても連絡先すら教えてくれない。杉山さんは記事に書かれていた「薬害オンブズパースン会議」の事務所を調べ、電話に出てくれた弁護士に自分の受けた被害を早口で訴えた。

「それでは、一度事務所にきていただけますか」

思いもしない通帳盗難で預金を引き落とされ、銀行や警察の態度に泣かされてきた。弁護士に相談しても、電話口で「あきらめなさい」と何度いわれたことか。しかし、今回は明らかに、弁護士の反応が違っていた。とにかく話を聞いてもらえることに、杉山さんは希望を感じることができたのだ。